神戸大学法学部 2004 年度前期 国際法概論

2004.04.30.

第5回講義予習課題

助教授 濵本 正太郎

注意すべき問題

6.3.1 General

・条約の定義

6.3.2 The 'Old' and the 'New' Law

・条約法に関するウィーン条約について、Cassese が次の2点についてなしている指摘を 整理する。

- ・形式面
- ・政治的あるいはイデオロギー的側面
- 6.3.2 (a) Making of Treaties
 - ・"solemn form"と"simplified form"との違いを整理
- 6.3.2 (b) Reservations
 - ・かつての規則の内容は?
 - ・なぜその規則では不十分と考えられるようになったか?
 - ・現在の規則の内容は? 条約法条約 19 条~23 条を熟読
 - ・留保に異議を申し立てても申し立てなくても結論は同じというのは、どのような場合?
 - ・その欠点として、p. 130 下から 2 段落目に"they may end up being split into a series of bilateral agreements"ということが挙げられている。これは、どういう意味だろうか。
 - ・Cassese は、Belilos 事件以下に見られる動きを高く評価している。しかし、彼自身指摘 しているように、"some major Powers"は強く反対している。なぜ反対しているのか、 推測してみよう。
- 6.3.2 (c) Grounds of Invalidity
 - ・なぜ、かつての法では、強制により締結された条約も有効だったのか?
 - ・現在の法(条約法条約)はどのようになっているか?
 - ・Cassese は「絶対的無効」と「相対的無効」とを区別している。その違いは?
- 6.3.2 (d) Interpretation
 - ·条約法条約 31 条~33 条を熟読

6.3.2 (e) Termination

・条約法条約 54 条~68 条を熟読

- 6.4 Codification
 - ・This process is called 'codification'. 要するにどういうプロセスが「法典化」と言われているのか?
 - ・Cassese は、法典化には主として2種の手続(方法)があるという。なぜ、国連国際法 委員会(ILC) 国連総会第六委員会(法律委員会) 外交会議という方法に一本化されな いのか?
 - ・慣習法形成に法典化が与える影響を整理する
- 6.5 The Introduction of Jus Cogens in the 1960s
- 6.5.1 The Emergence of Jus Cogens
 - ・Jus Cogens の定義は?
 - ・この概念を強く主張した発展途上国と社会主義国とは、それぞれ異なる動機を持っていた。整理してみよう。
- 6.5.2 Establishment and Content of Peremptory Norms
 - ・条約法条約における Jus Cogens の定義にはどのような欠陥があるか。
 - ・なぜそのような欠陥ある定義が採用されたのか。推測してみよう。
 - ・どのような条件が充たされれば Jus Cogens の性格を持つ規範が生まれるか?
 - ・Jus Cogens の具体例と Cassese が考えるものを列挙してみよう。
- 6.5.3 Limitations of Jus Cogens as Envisaged in the Vienna Convention
 - ・ "This situation presents a remarkable oddity, which however is indicative of the still rudimentary development of international law."とはどういう意味か。何が oddity で、the still rudimentary development とは?
- 6.5.4 Partial Remedies to Those Limitations, Provided by Customary International Law
 ・p. 143 で Cassese は強行規範に関する慣習法規則が成立していると主張している。その 根拠とされているものを列挙してみよう。
- 6.5.5 The Effects of Jus Cogens
 - ・Cassese が強行規範の効果と考えているものを列挙してみよう。
- 6.5.6 Deficiencies and Merits of *Jus Cogens*
 - ・Cassese は"deterrent effect"を強調している。これはどういう意味か?

用語

- p. 126 pacta tertiis nec nocent nec prosunt
- p. 126 res inter alios acta
- ・p. 126 the 1969 Vienna Convention on the Law of Treaties =条約法に関するウィーン条約
- p. 127 the corpus of general law
- ・p. 130 the UN Human Rights Committee 自由権規約人権委員会 「市民的及び政治的 権利に関する国際規約」28条以下に定める委員会。
- ・p. 130 General Comment of 1994 上記委員会が上記規約 40 条 4 項に基づき作成する
 「一般的な性格を有する意見」
 この一般的意見に関する詳細は、安藤仁介「人権関係条約に対する留保の一考察」法学論叢 140
 巻 1・2 号(1996 年)、薬師寺公夫「自由権規約と留保・解釈宣言」石本泰雄古稀『転換期国際法の構造と機能』(国際書院、2000 年)
- ・p. 132 a Declaration adopted by the Vienna Diplomatic Conference
 「条約の締結における軍事的、政治的又は経済的強制の禁止に関する宣言」
 the Vienna Diplomatic Conference とは、条約法に関するウィーン条約を審議・
 採択した外交会議のこと。この宣言は、条約法条約採択に際して行われた。この
 宣言自身には法的拘束力はない。
- ・p. 136 General Comment 26 (61) of 1997 上記参照 この一般的意見に関する詳細は、
- ・p. 140 the 1986 Convention = 国と国際機関との間または国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約 前回の「予習課題」参照。
- ・p. 141 the ILC Draft Articles on State Responsibility = 国際違法行為に対する国家責任に 関する条文(草案) 第9章を学ぶ際に詳細に検討する。ここでは、Cassese が明示しているとおり、旧草案が引用されている。旧草案は現在の条約集には掲 載されていない。
- ・p. 144 The Arbitration Commission on Yugoslavia 第2回予習課題参照
- ・p. 145 universal criminal jurisdiction (刑事)普遍的管轄権 第 12 章で学ぶ。

事例・裁判例

- ・p. 126 Certain German Interests in Polish Upper Silesia (Merits) <u>判例集 79</u>
- ・ p. 128 Aegean Sea Continental Shelf 皆川洸「エーゲ海大陸棚事件(裁判所の管轄権)」国際法 外交雑誌 79 巻 1 号(1980 年)
- ・p. 129 Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain 坂元茂樹「カタールとバーレーン間の海洋境界画定及び領土問題事件(管轄権及び受理可能性)(第 1 判決・1994 年、第2 判決・1995 年)」国際法外交雑誌 97 巻 4 号(1998 年)

- ・p. 130 Reservations to the Convention on Genocide <u>判例集 81</u>
- ・p. 130 Belilos 判例集 82
- ・p. 130 Weber, Loizidou 中野徹也「人権諸条約に対する留保」 関西大学法学論集 50 巻 3 号(2000 年)
- ・p. 130 Rawle Kennedy 薬師寺公夫「自由権規約選択議定書に付した留保の無効」立命館法学 271=272
 号下巻(2001 年)
- ・p. 131 教科書には挙げられていないが、(i) using force or intimidation against the State official making the treaty の例として、1905年の日韓保護条約締結過程がしばしば議論 される。この問題については、坂元茂樹「日韓保護条約の効力 強制による条約の観点から」 関西大学 法学論集 44 巻 4・5 号(1995 年)
- ・p. 137 Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia <u>判例集 58</u>
- ・p. 138 Fisheries Jurisdiction <u>判例集 83</u>
- ・p. 138 Case Concerning the Gabcíkovo-Nagymaros Project (教科書に誤植あり) <u>判例集</u> <u>85</u>
- ・p. 138 North Sea Continental Shelf (教科書に誤植あり) 判例集 160
- ・p. 138 Icelandic Fisheries 上記の判例集 83 の事件のこと
- ・p. 145 Princz v. Federal Republic of Germany <u>判例集 22</u>
- ・p. 146 Bufano et al. 教科書の記述に基づいて事実関係と判旨とを要約してみよう。

参考文献(上記文献のほか)

小川芳彦『条約法の理論』(東信堂、1989年)

坂元茂樹「強制による条約の無効」太寿堂鼎還暦記念『国際法の新展開』(東信堂、1989年)

坂元茂樹「明治三十八年の光と影 日本における条約法研究の軌跡」国際法学会編『日本と国際法の 100 年 第

1巻 国際社会の法と政治』(三省堂、2001年)